

北極をめぐる外務省の取組 (前回以降)

27年6月
外務省海上安全保障政策室

1. 省内の動き

○北極担当大使の交代

本年6月、菅沼健一大使から、白石和子大使に交代（女性・人権人道担当大使兼任）。

2. 国際会議等への対応

○北極評議会（AC: Arctic Council）高級北極実務者（SAO: Senior Arctic Official）会合

本年3月4日～5日、カナダ・ホワイトホースにて、SAO 会合が開催され、南博之在カナダ大使館公使他が出席。前回会合（26年10月）以降に開催された各種作業部会やタスクフォースからの進捗状況が報告された他、これらの作業部会等からの報告書や成果物等について閣僚会合へ向けた承認がなされた。

○AC 閣僚会合

本年4月24日、カナダ・イカルイトにて、第9回 AC 閣僚会合が開催され、我が国からは菅沼健一北極担当大使（当時）が出席。各種作業部会等からの報告書や成果物等が正式に承認された他、閣僚宣言（「イカルイト宣言」）が採択された（詳細別添参照）。今次閣僚会合をもって、カナダの議長国としての任期が終了するとともに、新しく米国が議長国に就任した。

（了）

第9回北極評議会閣僚会合の概要

平成27年6月
外務省海上安全保障政策室

4月24日、カナダ・イカルイトにて第9回北極評議会（AC）閣僚会合が開催され、閣僚宣言（「イカルイト宣言」）が採択されたところ、概要以下のとおり。

【ポイント】

- 次期議長国である米国は、重点的に取り組む優先課題として、気候変動、北極海の航行の安全・管理、北極圏住民の経済・生活状況の向上を挙げ、特に気候変動に関する取組についてオブザーバー国の協力を求めた。
- 「イカルイト宣言」において、北極における持続可能な発展に取り組むこと、また気候変動対策に向けた野心的な行動の必要性等がメンバー国により再確認された他、オブザーバーの積極的な貢献に謝意が表明された。他方、新規オブザーバーの承認については次期閣僚会合に見送られることとなった。

1 第9回閣僚会合概要

（1）今次会合にはロシアを除くメンバー各国から外相が出席し、議長国カナダからは加代表団長であるニコルソン外相の他、AC議長のアグルカック北方開発担当大臣も参加した。なお、露からはラブロフ外相の代わりにドンスコイ環境相が出席した。

（2）アグルカック大臣は、加議長国任期中に北方住民に資する取組を実施してきたことに触れ、加が議長国として成し遂げた成果は北極及び北極住民に良い影響を持つと述べた。

（3）ケリー米國務長官は、米国が議長国として掲げるスローガン（"One Arctic"）を紹介した上で、北極の保護や開発はACメンバー国だけの責務ではなく、全世界の責任であるとの考えを表明した。米国が次の2年間で重視する政策として、気候変動への対応、北極海の航行の安全・管理、そして北極圏コミュニティの経済・生活状況の向上の3つを挙げ、特に、ブラック・カーボン及びメタンの排出削減や海洋酸性化対策等に向けた取組について、オブザーバー国の協力を呼びかけた。

（4）各メンバー国及び常時参加者（PP）から、気候変動問題の喫緊性の他、ACが協力の舞台であることが強調され、北極の諸問題にはステークホルダーの協力を通じて解決を図っていく必要があること等が訴えられた。なお、アイスランドから、ACがオブザーバーの貢献による恩恵を受けていること、またオブザーバーが北極の主要課題に対する取組においてACの能力を向上させる旨発言があった他、スウェーデンからは、域外国や国際機構によるACへの貢献の重要性に鑑み、オブザーバー制度の見直しが重要との見解が示された。

（5）今次閣僚会合をもって、カナダの議長国としての任期が終了すると共に、米国が議長国に就任した（2017年閣僚会合まで）。

2 「イカルイト宣言」のポイント

(1) 北極における平和、安定的及び建設的な協力関係を維持すること、経済的・社会的発展を含む北極における持続可能な発展に取り組むこと、また気候変動対策のためにグローバル及び国レベルでの野心的な行動が必要であること等がメンバー国間で再確認された。

(2) ACのタスクフォース及び専門家会合について以下の点がメンバー国間で合意された。

ア 極地におけるインフラ評価を行う通信インフラに関する専門家会合の新設。

イ ブラック・カーボン及びメタン排出削減に関する行動枠組みの実施に関して、その進捗状況を高級北極実務者(SAO)へ報告を行うための専門家会合の新設。

ウ 海域プログラムなどの将来的なニーズを査定する北極海における協力強化に関するタスクフォースの新設。

エ 北極における科学協力の重要性に鑑み、法的拘束力を持つ合意文書策定に向けて、科学協力強化に関するタスクフォースのマンデートの延長。

(3) 本宣言におけるオブザーバーに関する言及は以下のとおり。

ア ACの活動に対するオブザーバーの積極的な貢献に謝意が表明された他、オブザーバーとのさらなる取組を進めるようSAOに対して指示がなされた。

イ EU等、新規オブザーバーの承認はなされず、2年後の次期閣僚会合まで見送られることとなった。

ウ 生物多様性評価会議の成果が歓迎され、オブザーバー国等による貢献に謝意が表明された。

エ 以下の活動において、オブザーバーの協力が求められた。

(ア) ブラック・カーボン及びメタン排出削減に関する行動枠組みの実施。

(イ) 北極における汚染物質の観測・評価に関する取組。

(ウ) 北極渡り鳥イニシアティブ(AMBI)。

(了)